

公 表 用

令和8年9月1日

自 第 8 6 号議案

至 第 1 0 5 号議案

令和8年第3回
八王子市議会定例会議案

八王子市

目 次

第 86 号議案	教育委員会委員の任命について……………	5
第 87 号議案	公平委員会委員の選任について……………	7
第 88 号議案	固定資産評価審査委員会委員の選任について……………	9
第 89 号議案	自治功労者の推戴について……………	11
第 90 号議案	令和 8 年度八王子市一般会計補正予算（第 3 号）について……………	13
第 91 号議案	令和 8 年度八王子市国民健康保険事業特別会計補正予算 （第 1 号）について……………	15
第 92 号議案	令和 8 年度八王子市介護保険特別会計補正予算（第 1 号） について……………	17
第 93 号議案	八王子市行政手続における特定の個人を識別するための番 号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改 正する条例設定について……………	19
第 94 号議案	八王子市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例 設定について……………	21
第 95 号議案	八王子市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条 例設定について……………	25
第 96 号議案	八王子市保育園条例の一部を改正する条例設定について……………	29
第 97 号議案	八王子市学童保育所条例の一部を改正する条例設定につい て……………	33
第 98 号議案	八王子市立学校設置条例の一部を改正する条例設定につい て……………	35
第 99 号議案	八王子市歴史・郷土ミュージアム条例の一部を改正する条 例設定について……………	37
第 100 号議案	高尾駅南北自由通路新設工事委託契約の締結について……………	39
第 101 号議案	元本郷地域義務教育学校（仮称）新築工事請負契約の変更 について……………	41
第 102 号議案	元本郷地域義務教育学校（仮称）電気設備工事請負契約の 変更について……………	43

第 1 0 3 号議案	元本郷地域義務教育学校（仮称）空調換気設備工事請負契 約の変更について……………	45
第 1 0 4 号議案	一般廃棄物指定収集袋の取得について……………	47
第 1 0 5 号議案	一般廃棄物指定収集袋の取得について……………	49

第 8 6 号議案

教育委員会委員の任命について

本市教育委員会委員に下記の者を任命するにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により同意を求める。

令和 8 年 9 月 1 日

提出者 八王子市長 初 宿 和 夫

記

中 嶋 富 美 代

第 8 7 号議案

公平委員会委員の選任について

本市公平委員会委員に下記の者を選任するにつき、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により同意を求める。

令和 8 年 9 月 1 日

提出者 八王子市長 初 宿 和 夫

記

森 安 紀 雄

第 88 号議案

固定資産評価審査委員会委員の選任について

本市固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任するにつき、地方税法第 423 条第 3 項の規定により同意を求める。

令和 8 年 9 月 1 日

提出者 八王子市長 初 宿 和 夫

記

花 形 守 康

第 8 9 号議案

自治功労者の推戴について

本市自治功労者に下記の者を推戴するにつき、八王子市表彰条例第 1 0 条第 1 項の規定により同意を求める。

令和 8 年 9 月 1 日

提出者 八王子市長 初 宿 和 夫

記

野 中 康 雄
番 場 弘 文

第 9 0 号議案

令和 8 年度八王子市一般会計補正予算（第 3 号）について

令和 8 年度八王子市一般会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり定めるにつき、
地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 日

提出者 八王子市長 初 宿 和 夫

第 9 1 号議案

令和 8 年度八王子市国民健康保険事業特別会計補正予算
(第 1 号) について

令和 8 年度八王子市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号) を別冊のとおり定めるにつき、地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 日

提出者 八王子市長 初 宿 和 夫

第 9 2 号議案

令和 8 年度八王子市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
について

令和 8 年度八王子市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり定めるにつき、地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 日

提出者 八王子市長 初 宿 和 夫

第 9 3 号議案

八王子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例設定について

八王子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和 8 年 9 月 1 日

提出者 八王子市長 初 宿 和 夫

八王子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

八王子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年八王子市条例第 5 2 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第 2（第 4 条関係）			別表第 2（第 4 条関係）		
執行機関 (略)	事務 (略)	特定個人情報 (略)	執行機関 (略)	事務 (略)	特定個人情報 (略)
9 市長	保健衛生に関する事務であって市規則で定めるもの	生活保護に関する情報、地方税に関する情報、 医療保険に関する情報 及び中国残留邦人等に対する支援に関する情報並びにその他の情報であって、中欄の規定による市規則で定める事務ご	9 市長	保健衛生に関する事務であって市規則で定めるもの	生活保護に関する情報、地方税に関する情報及び中国残留邦人等に対する支援に関する情報並びにその他の情報であって、中欄の規定による市規則で定める事務ごとに市規則で定めるもの

		とに市規則で定 めるもの			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この条例は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

第 9 4 号議案

八王子市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例 設定について

八王子市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和 8 年 9 月 1 日

提出者 八王子市長 初 宿 和 夫

八王子市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

八王子市職員等の旅費に関する条例（昭和 3 4 年八王子市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(旅費の種類) 第 6 条 (略) 2 (略) 3 船賃は、海上運送法（昭和 2 4 年法律第 1 8 7 号）第 2 条第 2 項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶及びこれに類するもの <u>（以下「船舶」という。）</u> を利用する移動に要する費用について、実費額により支給する。 4 航空賃は、航空法（昭和 2 7 年法律第 2 3 1 号）第 2 条第 1 8 項に規定する航空運送事業の用に供する航空機及びこれに類するもの <u>（以下「航空機」という。）</u> を利用する移動に要する費用について、実費額により支給する。 5 その他の交通費は、 <u>鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用の額の合計額について</u> 、実費額又は路程に応じ 1 キロメートル当たりの定額により支給する。 6 ～ 8 (略)	(旅費の種類) 第 6 条 (略) 2 (略) 3 船賃は、海上運送法（昭和 2 4 年法律第 1 8 7 号）第 2 条第 2 項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶及びこれに類するものを利用する移動に要する費用について、実費額により支給する。 4 航空賃は、航空法（昭和 2 7 年法律第 2 3 1 号）第 2 条第 1 8 項に規定する航空運送事業の用に供する航空機及びこれに類するものを利用する移動に要する費用について、実費額により支給する。 5 その他の交通費は、 <u>陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について</u> 、実費額又は路程に応じ 1 キロメートル当たりの定額により支給する。 6 ～ 8 (略)

(鉄道賃) 第10条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金、<u>座席指定料金及びそれに付随する費用</u>による。ただし、<u>第2号から第4号まで</u>に掲げる費用は、公務のため特に必要とするものとして出張命令権者が認めた場合に限る。 (1)～(3) (略) <u>(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用</u> 2 前項<u>第2号から第4号まで</u>に規定する鉄道賃は、運賃の等級及びその支払を証明するに足る資料を提出しなければ、支給することができない。 (船賃) 第11条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び栈橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金、<u>特別船室料金及びそれに付随する費用</u>による。 (1)～(5) (略) <u>(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用</u> 2・3 (略) (その他の交通費) 第13条 その他の交通費は、次に掲げる費用の合計額とする。ただし、<u>第2号から第5号まで</u>に掲げる費用は、公務のため特に必要とするものとして出張命令権者が認めた場合又は天災その他やむを得ない事情による場合に限る。 (1)～(3) (略) <u>(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用</u> <u>(5) 前各号</u>に掲げる費用以外の費用について、実費額によることができない場合には、路程1キロメートルあたり37円の費用 2 前項<u>第5号</u>の場合には、全路程を通算して計算し、路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。 3 第1項<u>第2号から第4号まで</u>に規定するその他の交通費は、その支払を証明するに足る資料を提出しなければ、支給することができない。 (通勤手当との調整)	(鉄道賃) 第10条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金<u>及び座席指定料金</u>による。ただし、<u>第2号及び第3号</u>に掲げる費用は、公務のため特に必要とするものとして出張命令権者が認めた場合に限る。 (1)～(3) (略) 2 前項<u>第2号及び第3号</u>に規定する鉄道賃は、運賃の等級及びその支払を証明するに足る資料を提出しなければ、支給することができない。 (船賃) 第11条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び栈橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金<u>及び特別船室料金</u>による。 (1)～(5) (略) 2・3 (略) (その他の交通費) 第13条 その他の交通費は、<u>第6条第2項に規定するもの以外の陸路による移動に要する費用とし</u>、次に掲げる費用の合計額とする。ただし、<u>第2号から第4号まで</u>に掲げる費用は、公務のため特に必要とするものとして出張命令権者が認めた場合又は天災その他やむを得ない事情による場合に限る。 (1)～(3) (略) <u>(4) 前3号</u>に掲げる費用以外の費用について、実費額によることができない場合には、路程1キロメートルあたり37円の費用 2 前項<u>第4号</u>の場合には、全路程を通算して計算し、路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。 3 第1項<u>第2号及び第3号</u>に規定するその他の交通費は、その支払を証明するに足る資料を提出しなければ、支給することができない。 (通勤手当との調整)
---	---

第22条 出張者が八王子市職員の給与に関する条例第10条に規定する通勤手当又はこれに相当する給与（以下「通勤手当等」という。）の支給を受けている場合であつて、旅行の経路に通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。）を利用できるときは、その経路に係る旅費は支給しない。

別表（第15条関係）

区分	市長、副市長、教育長、常勤の監査委員及び固定資産評価員	給料表(1)、給料表(2)又は給料表(3)に定める職務にある者
<u>東京</u>	(略)	<u>21,000円</u>
<u>京都</u>	<u>26,000円</u>	<u>20,000円</u>
<u>千葉・兵庫・福岡</u>	<u>22,000円</u>	(略)
<u>埼玉・神奈川・大阪・新潟</u>	<u>21,000円</u>	(略)
<u>北海道・香川</u>	<u>20,000円</u>	(略)
<u>岡山・広島・熊本</u>	<u>18,000円</u>	(略)
<u>山梨・長野・岐阜・長崎</u>	<u>17,000円</u>	(略)
<u>青森・宮城・群馬・静岡・愛知・三重・奈良・島根・愛媛・高知・沖縄</u>	<u>16,000円</u>	(略)
<u>秋田・茨城・栃木・富山・滋賀・和歌山・佐賀・大分・宮崎・鹿児島</u>	<u>14,000円</u>	(略)
<u>岩手・山形・石川・福井・徳島</u>	(略)	<u>10,000円</u>
<u>福島・鳥取・山口</u>	<u>12,000円</u>	<u>9,000円</u>

第22条 出張者が八王子市職員の給与に関する条例第10条に規定する通勤手当又はこれに相当する給与（以下「通勤手当等」という。）の支給を受けている場合であつて、旅行の経路に当該通勤手当等が支給される区間が含まれるときは、その重複する区間に係る旅費は支給しない。

別表（第15条関係）

区分	市長、副市長、教育長、常勤の監査委員及び固定資産評価員	給料表(1)、給料表(2)又は給料表(3)に定める職務にある者
<u>埼玉・東京・京都</u>	(略)	<u>19,000円</u>
<u>福岡</u>	<u>25,000円</u>	<u>18,000円</u>
<u>千葉</u>	<u>24,000円</u>	(略)
<u>神奈川・新潟</u>	<u>22,000円</u>	(略)
<u>香川</u>	<u>21,000円</u>	(略)
<u>熊本</u>	<u>20,000円</u>	(略)
<u>北海道・岐阜・大阪・広島</u>	<u>18,000円</u>	(略)
<u>山梨・兵庫・宮崎・鹿児島</u>	<u>17,000円</u>	(略)
<u>青森・秋田・茨城・富山・長野・愛知・滋賀・奈良・和歌山・高知・佐賀・長崎・大分・沖縄</u>	<u>15,000円</u>	(略)
<u>宮城・山形・栃木・群馬・福井・岡山・徳島・愛媛</u>	<u>14,000円</u>	<u>10,000円</u>
<u>岩手・石川・静岡・三重・島根</u>	(略)	<u>9,000円</u>
<u>福島・鳥取・山口</u>	<u>11,000円</u>	<u>8,000円</u>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に出発した旅行に係る旅費の額については、なお従前の例による。

第 9 5 号議案

八王子市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例設定について

八王子市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和 8 年 9 月 1 日

提出者 八王子市長 初 宿 和 夫

八王子市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

八王子市消防団員等公務災害補償条例（昭和 4 1 年八王子市条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（補償基礎額） 第 5 条 （略） 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 (1) 消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日（以下「事故発生日」という。）において当該消防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて市規則で定める額とする。 (2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事した	（補償基礎額） 第 5 条 （略） 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 (1) 消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日（以下「事故発生日」という。）において当該消防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。 (2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事した

ことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合 にあつては、市規則で定める額とする。

- 3 次の各号のいずれかに該当する者で、消防団員若しくは消防作業従事者等（以下「消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある消防団員等については、前項の規定による金額に、市規則で定める額を加算して得た額をもつて補償基礎額とする。

(1)～(5) (略)

- 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、市規則で定める額に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもつて補償基礎額とする。

(葬祭補償)

- 第18条 消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭補償として、葬祭を行う者に対して、市規則で定める額に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。

ことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合 には、10,000円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、1万5,000円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。

- 3 次の各号のいずれかに該当する者で、消防団員若しくは消防作業従事者等（以下「消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき433円を、第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とする。

(1)～(5) (略)

- 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもつて補償基礎額とする。

(葬祭補償)

- 第18条 消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭補償として、葬祭を行う者に対して、315,000円に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。

別表（第5条関係）
補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	円	円	円
団長	13,340	14,170	15,000

	<u>分団長及び副分団長</u>	<u>11, 670</u>	<u>12, 500</u>	<u>13, 340</u>
	<u>部長、班長及び団員</u>	<u>10, 000</u>	<u>10, 840</u>	<u>11, 670</u>
<u>備考</u>				
<u>1 事故発生日に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された消防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。</u>				
<u>2 1の階級における勤務年数を算定する場合においては、当該階級に任命された日以後の期間と当該階級に任命された日前における当該階級と同一の階級又は当該階級より上位の階級に属していた期間とを合算する。</u>				

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の八王子市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第5条第2項から第4項までの規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。
- 3 新条例第18条の規定は、令和8年4月1日以後に支給すべき事由の生じた葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

第 9 6 号議案

八王子市保育園条例の一部を改正する条例設定について

八王子市保育園条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和 8 年 9 月 1 日

提出者 八王子市長 初 宿 和 夫

八王子市保育園条例の一部を改正する条例

八王子市保育園条例（昭和 2 5 年八王子市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<u>（乳児等通園支援の提供）</u> <u>第 4 条の 2 保育園は、乳児等通園支援を提供することができる。</u> <u>2 前項の乳児等通園支援の提供を受けようとする乳児又は幼児の保護者は、別に定めるところにより、乳児等支援給付認定を受けなければならない。</u> （便宜に要する費用） 第 7 条の 2 市長は、利用者負担額のほか、一般保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用（以下次項及び<u>第 1 1 条第 2 項</u>において「便宜に要する費用」という。）の額の支払を、便宜の提供を受ける乳児及び幼児の保護者から受けることができる。 (1)～(5) （略） 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者（第 1 2 条に規定する指定管理者をいう。以下この条、次条、第 9 条<u>から第 9 条の 3 まで</u>及び第 1 1 条において同じ。）が管理する保育園における便宜に要する費用の額については、指定管理者が便宜の提供を受ける乳児及び幼児の保護者からその支払を受けることができる。	（便宜に要する費用） 第 7 条の 2 市長は、利用者負担額のほか、一般保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用（以下次項及び<u>第 1 1 条</u>において「便宜に要する費用」という。）の額の支払を、便宜の提供を受ける乳児及び幼児の保護者から受けることができる。 (1)～(5) （略） 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者（第 1 2 条に規定する指定管理者をいう。以下この条、次条、第 9 条及び第 1 1 条において同じ。）が管理する保育園における便宜に要する費用の額については、指定管理者が便宜の提供を受ける乳児及び幼児の保護者からその支払を受けることができる。

(乳児等通園支援利用料)

第9条の2 乳児等通園支援について、保育園を利用しようとする乳児及び幼児の保護者は、当該乳児及び幼児が乳児等通園支援を受けるための費用（以下「乳児等通園支援利用料」という。）を、市が指定する期日までに支払わなければならない。

2 乳児等通園支援利用料の額は、1時間につき300円を上限として、市規則で定める額とする。

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者が管理する保育園の乳児等通園支援利用料については、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額を、指定管理者が指定する期日までに指定管理者に支払わなければならない。

(乳児等通園支援の提供に係る便宜に要する費用)

第9条の3 市長は、乳児等通園支援利用料のほか、乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用（以下次項及び第11条第5項において「乳児等通園支援の提供に係る便宜に要する費用」という。）の額の支払を、便宜の提供を受ける乳児及び幼児の保護者から受けることができる。

(1) 日用品、文房具その他の乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用

(2) 乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) 保育園に通う際に提供される便宜に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、便宜の提供を受ける乳児及び幼児の保護者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が管理する保育園における乳児等通園支援の提供に係る便宜に要する費用の額については、指定管理者が便宜の提供を受ける乳児及び幼児の保護者からその支払を受けることができる。

<u>3 第1項第3号に規定する食事の提供に要する費用の額（前項の規定により指定管理者が支払を受けるものを除く。）は、市規則で定める額とする。</u> （利用者負担額等の不還付） 第10条 既納の利用者負担額、延長保育料、<u>特別保育料及び乳児等通園支援利用料</u>は、還付しない。ただし、市長は特別の理由があると認めたときは、その額の全部又は一部を還付することができる。 （利用者負担額等の減免等） 第11条 （略） 2 市長（指定管理者が管理する保育園にあつては、指定管理者。次項<u>から第5項まで</u>において同じ。）は、特別の理由があると認めたとき（指定管理者が管理する保育園にあつては、指定管理者が、市長が定める基準に該当すると認めたとき。次項<u>から第5項まで</u>において同じ。）は、便宜に要する費用を減額し、又はその支払を要しないものとする。 3 （略） <u>4 市長は、特別の理由があると認めたときは、乳児等通園支援利用料を減額し、又は免除することができる。</u> <u>5 市長は、特別の理由があると認めたときは、乳児等通園支援の提供に係る便宜に要する費用を減額し、又はその支払を要しないものとする。</u> （指定管理者が行う業務） 第17条 市長は、次に掲げる業務を指定管理者に行わせるものとする。 (1) （略） <u>(2) 第4条の2の規定による乳児等通園支援の提供に関して市長が指定する業務</u> <u>(3) （略）</u> <u>(4) 前3号</u>に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める業務 2 （略）	（利用者負担額等の不還付） 第10条 既納の利用者負担額、延長保育料<u>及び特別保育料</u>は、還付しない。ただし、市長は特別の理由があると認めたときは、その額の全部又は一部を還付することができる。 （利用者負担額等の減免等） 第11条 （略） 2 市長（指定管理者が管理する保育園にあつては、指定管理者。次項において同じ。）は、特別の理由があると認めたとき（指定管理者が管理する保育園にあつては、指定管理者が、市長が定める基準に該当すると認めたとき。次項において同じ。）は、便宜に要する費用を減額し、又はその支払を要しないものとする。 3 （略） （指定管理者が行う業務） 第17条 市長は、次に掲げる業務を指定管理者に行わせるものとする。 (1) （略） <u>(2) （略）</u> <u>(3) 前2号</u>に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める業務 2 （略）
---	---

附 則

この条例は、令和8年11月1日から施行する。

第 97 号議案

八王子市学童保育所条例の一部を改正する条例設定について

八王子市学童保育所条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和 8 年 9 月 1 日

提出者 八王子市長 初 宿 和 夫

八王子市学童保育所条例の一部を改正する条例

八王子市学童保育所条例（昭和 46 年八王子市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第 1（第 2 条関係）		別表第 1（第 2 条関係）	
名 称	位 置	名 称	位 置
八王子市立たがの杜学童保育所	八王子市元本郷町二丁目 2 1 番 1 号	八王子市立八木町学童保育所	八王子市八木町 7 番 1 号
（略）	（略）	（略）	（略）

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

第 98 号議案

八王子市立学校設置条例の一部を改正する条例設定について

八王子市立学校設置条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和 8 年 9 月 1 日

提出者 八王子市長 初 宿 和 夫

八王子市立学校設置条例の一部を改正する条例

八王子市立学校設置条例（昭和 39 年八王子市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前																		
別表（第 2 条関係）	別表（第 2 条関係）																		
1 小学校	1 小学校																		
<table border="1"> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>八王子市立第一小学校</td><td>八王子市元横山町二丁目 14 番 3 号</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table>	名称	位置	八王子市立第一小学校	八王子市元横山町二丁目 14 番 3 号	(略)	(略)	<table border="1"> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>八王子市立第一小学校</td><td>八王子市元横山町二丁目 14 番 3 号</td></tr> <tr> <td>同 第二小学校</td><td>同 八木町 7 番 1 号</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table>	名称	位置	八王子市立第一小学校	八王子市元横山町二丁目 14 番 3 号	同 第二小学校	同 八木町 7 番 1 号	(略)	(略)				
名称	位置																		
八王子市立第一小学校	八王子市元横山町二丁目 14 番 3 号																		
(略)	(略)																		
名称	位置																		
八王子市立第一小学校	八王子市元横山町二丁目 14 番 3 号																		
同 第二小学校	同 八木町 7 番 1 号																		
(略)	(略)																		
2 中学校	2 中学校																		
<table border="1"> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>同 第二中学校</td><td>同 中野上町四丁目 28 番 1 号</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table>	名称	位置	(略)	(略)	同 第二中学校	同 中野上町四丁目 28 番 1 号	(略)	(略)	<table border="1"> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>同 第二中学校</td><td>同 中野上町四丁目 28 番 1 号</td></tr> <tr> <td>同 第四中学校</td><td>同 元本郷町二丁目 21 番 1 号</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table>	名称	位置	(略)	(略)	同 第二中学校	同 中野上町四丁目 28 番 1 号	同 第四中学校	同 元本郷町二丁目 21 番 1 号	(略)	(略)
名称	位置																		
(略)	(略)																		
同 第二中学校	同 中野上町四丁目 28 番 1 号																		
(略)	(略)																		
名称	位置																		
(略)	(略)																		
同 第二中学校	同 中野上町四丁目 28 番 1 号																		
同 第四中学校	同 元本郷町二丁目 21 番 1 号																		
(略)	(略)																		
3 義務教育学校	3 義務教育学校																		
<table border="1"> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>八王子市立いずみの森義務教育学校</td><td>八王子市子安町二丁目 18 番 1 号</td></tr> </table>	名称	位置	八王子市立いずみの森義務教育学校	八王子市子安町二丁目 18 番 1 号	<table border="1"> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>八王子市立いずみの森義務教育学校</td><td>八王子市子安町二丁目 18 番 1 号</td></tr> </table>	名称	位置	八王子市立いずみの森義務教育学校	八王子市子安町二丁目 18 番 1 号										
名称	位置																		
八王子市立いずみの森義務教育学校	八王子市子安町二丁目 18 番 1 号																		
名称	位置																		
八王子市立いずみの森義務教育学校	八王子市子安町二丁目 18 番 1 号																		

同 <u>たがの杜</u> <u>義務教育学校</u>	同 <u>元本郷町二</u> <u>丁目 2 1 番 1 号</u>		
--------------------------------	---------------------------------------	--	--

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

第 99 号議案

八王子市歴史・郷土ミュージアム条例の一部を改正する条例設定について

八王子市歴史・郷土ミュージアム条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和 8 年 9 月 1 日

提出者 八王子市長 初 宿 和 夫

八王子市歴史・郷土ミュージアム条例の一部を改正する条例

八王子市歴史・郷土ミュージアム条例（令和 7 年八王子市条例第 87 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（事業） 第 3 条 ミュージアムは、次に掲げる事業を行う。 (1)～(7) （略） <u>(8) 資料が貴重な市民の財産であり、将来世代に継承すべきことを踏まえつつ、ミュージアムの持続的で健全な運営に資するよう、資料の収集及び管理の方針を策定し、これを適切に運用すること。</u> <u>(9)</u> （略） <u>(10)</u> （略） <u>(11)</u> （略） （貸出料金） 第 11 条 （略） 2・3 （略） <u>4 第 1 項の規定にかかわらず、体験展示室等の施設の予約に関する事務を処理する電子計算組織を使用して予約をしたときは、市の使用に係る電子計算機と体験展示室等の施設を利用しようとする者の使用に係る</u>	（事業） 第 3 条 ミュージアムは、次に掲げる事業を行う。 (1)～(7) （略） <u>(8)</u> （略） <u>(9)</u> （略） <u>(10)</u> （略） （貸出料金） 第 11 条 （略） 2・3 （略）

<u>電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織により第１項の貸出料金を支払うことができる。</u> <u>５ 前項の規定による貸出料金の支払いは、利用承認を受けたものとみなす。</u> <u>６</u> （略） （指定管理者の指定の取消し等） 第２２条 （略） ２ （略） ３ 前項の場合にあつては、第９条第１項及び第３項、第１１条第１項及び第３項<u>から第５項まで</u>、第１２条並びに第１３条の規定を準用する。 （指定管理者の業務） 第２４条 教育委員会は、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。 （１）第３条各号に掲げる事業（<u>同条第８号に掲げる事業のうち、資料の収集及び管理の方針を策定することを除く。</u>）に関すること。 （２）～（６） （略） ２・３ （略）	<u>４</u> （略） （指定管理者の指定の取消し等） 第２２条 （略） ２ （略） ３ 前項の場合にあつては、第９条第１項及び第３項、第１１条第１項及び第３項、第１２条並びに第１３条の規定を準用する。 （指定管理者の業務） 第２４条 教育委員会は、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。 （１）第３条各号に掲げる事業に関すること。 （２）～（６） （略） ２・３ （略）
---	---

附 則

この条例は、令和８年１０月１日から施行する。

第 1 0 0 号議案

高尾駅南北自由通路新設工事委託契約の締結について

下記のとおり工事委託契約を締結するにつき、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 日

提出者 八王子市長 初 宿 和 夫

記

- | | |
|---------|---|
| 1 契約の目的 | 高尾駅南北自由通路新設工事 |
| 2 契約金額 | 金 2 9 億 2 , 5 1 9 万 8 , 4 5 6 円 |
| 3 契約先 | 八王子市旭町 1 番 8 号
東日本旅客鉄道株式会社 八王子事業本部
八王子事業本部長 西 室 正 士 |

第 1 0 1 号議案

元本郷地域義務教育学校（仮称）新築工事請負契約の変
更について

下記のとおり工事請負契約を変更するにつき、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 日

提出者 八王子市長 初 宿 和 夫

記

令和 6 年 9 月 2 0 日第 1 0 5 号議案で議決を経て、令和 7 年 9 月 2 2 日第 1 2 7 号議案で変更契約の議決を経た元本郷地域義務教育学校（仮称）新築工事請負契約の締結についての一部を次のように変更する。

記中

「2 契約金額 金 5 9 億 1, 8 2 0 万 3, 5 0 0 円」を

「2 契約金額 金 6 0 億 2, 3 2 2 万 5 0 0 円」に改める。

第 1 0 2 号議案

元本郷地域義務教育学校（仮称）電気設備工事請負契約
の変更について

下記のとおり工事請負契約を変更するにつき、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 日

提出者 八王子市長 初 宿 和 夫

記

令和 6 年 9 月 2 0 日第 1 0 6 号議案で議決を経て、令和 7 年 9 月 2 2 日第 1 2 8 号議案で変更契約の議決を経た元本郷地域義務教育学校（仮称）電気設備工事請負契約の締結についての一部を次のように変更する。

記中

「2 契約金額 金 1 0 億 5 4 5 万 6 , 1 0 0 円」を

「2 契約金額 金 1 0 億 4 , 9 1 1 万 6 , 2 0 0 円」に改める。

第 1 0 3 号議案

元本郷地域義務教育学校（仮称）空調換気設備工事請負
契約の変更について

下記のとおり工事請負契約を変更するにつき、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 日

提出者 八王子市長 初 宿 和 夫

記

令和 6 年 9 月 2 0 日第 1 0 8 号議案で議決を経て、令和 7 年 9 月 2 2 日第 1 2 9 号議案で変更契約の議決を経た元本郷地域義務教育学校（仮称）空調換気設備工事請負契約の締結についての一部を次のように変更する。

記中

「2 契約金額 金 7 億 7, 1 3 9 万 1, 5 0 0 円」を

「2 契約金額 金 7 億 7, 2 2 2 万 9 0 0 円」に改める。

第 104 号議案

一般廃棄物指定収集袋の取得について

下記のとおり一般廃棄物指定収集袋を取得するにつき、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 日

提出者 八王子市長 初 宿 和 夫

記

- | | |
|----------|--|
| 1 取得の目的 | 一般廃棄物処分用 |
| 2 種類及び数量 | 可燃ごみ専用袋 19,435,200 枚
不燃ごみ専用袋 878,400 枚
ボランティア袋 100,000 枚
おむつ専用袋 828,000 枚 |
| 3 取得金額 | 金 1 億 1,337 万 7,844 円 |
| 4 契約先 | 八王子市中野上町二丁目 29 番 25 号
三幸商事株式会社
代表取締役 黒 澤 訓 行 |

第 105 号議案

一般廃棄物指定収集袋の取得について

下記のとおり一般廃棄物指定収集袋を取得するにつき、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 日

提出者 八王子市長 初 宿 和 夫

記

- | | |
|----------|---|
| 1 取得の目的 | 一般廃棄物処分用 |
| 2 種類及び数量 | 可燃ごみ専用袋 6, 588, 000 枚
不燃ごみ専用袋 463, 200 枚
ボランティア袋 40, 000 枚
おむつ専用袋 324, 000 枚 |
| 3 取得金額 | 金 3, 994 万 8, 964 円 |
| 4 契約先 | 八王子市中野上町二丁目 29 番 25 号
三幸商事株式会社
代表取締役 黒 澤 訓 行 |